

平成30年3月善通寺市農業委員会次第

日時：平成30年3月20日

場所：善通寺市農業振興センター会議室

1. 開 会

2. 会 長 あ い さ つ

3. 議 事 録 署 名 人 指 名

4. 議 案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. そ の 他

次回開催 4月24日（火） 農業委員会総会終了後

現地調査 4月23日（月） 9時～

農業相談 同 日 10時～

6. 閉 会

平成30年3月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 平成30年3月20日（火）13時30分
2. 場 所 善通寺市農業振興センター2階会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員, 2 川田治弘委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員,
5 松本健委員, 6 立石泰夫会長, 7 藪内實委員, 8 南光紀夫委員,
9 堀家重孝委員, 10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員, 12 瀬
川治会長職務代理者, 13 穂山信雄委員, 14 森江正男委員
4. 遅刻委員 なし
5. 欠席委員 なし
6. 傍 聴 人 なし
7. 事 務 局 参事, 大喜多敬一, 局長 平田 和明, 係長 小林 正季
8. 議 案 等 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議 事
局 長

皆様こんにちは。それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成30年3月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。まず始めに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長, よろしくをお願いします。

会 長

それでは改めましてこんにちは。3月の定例会を開催しましたところ、公私ともにお忙しい中、ご参加いただきましてどうもありがとうございます。また年度末の大変お忙しい中、本当にありがとうございます。つい先日までは暖かい日が続いておりましたが、昨日からの雨でまた寒くなったのではないかと思います。作物に関しては雨が降れば生育にいいと思いますが、雨の影響で田んぼの畦とかには水がたまって耕作しにくい状況になっております。これから4月、5月になっていくにつれ農作業は忙しくなっていきますが、皆様におかれましては健康に留意して今後とも頑張ってくださいと思います。それでは、3月の定例会の方を始めて行きたいと思い

ますので、よろしくお願いします。

局 長

ありがとうございました。それでは議事の進行につきましては、立石会長、
よろしくお願いします。

会 長

はい。それでは議事に入りたいと思いますが、議事に入ります前に、本日
の議事録署名人には、第4番の三原委員さんと第7番の藪内委員さんの両
名、よろしくお願いします。それでは、議案の審議に入りたいと思います。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題
といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてで
すが、議案書の1ページで、○件の案件でございます。説明に入ります前
に、本議案の番号○と番号○につきましては、農業委員関係の案件となっ
ております。農業委員会等に関する法律、第31条第1項で、「農業委員会
の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について
は、その議事に参与することができない。同条第2項で、前項の規定は、
部会に準用する。」と規定していることから、議席○番の○○委員には、一
旦退席していただくこととなります。それでは○○委員の退席をお願いい
たします。

(○○委員退席 13時33分)

局 長

それでは、番号○ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、○○○○様、所
有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である○○氏は市内に○
反○畝余りの農地を所有しておりますが、その半分以上を農業経営基盤強
化促進法に基づく使用貸借権を設定して、近隣の農家に貸し付けて農地の
維持管理をしております。一方譲受人の○○氏は○○○町に居住し、近隣
に居住する父である○○○○氏と一緒に専業で農業を営んでおります。本
申請地は同議案の番号○でお諮りいただく農地に隣接しておりまして、譲
受人は本申請地を同議案の番号○の農地と一緒に取得することで、効率的

な農地利用が可能になることから、今般話がまとまり申請に及んだもの
あります。本申請は〇〇〇町字〇〇〇〇〇〇〇番〇，田，〇〇〇㎡につ
いて，所有権移転売買を行うものであります。譲受人自身は農地を所有し
ておりませんが，父である〇〇〇〇氏と同じ町内に居住し，一緒に農業を
営んでいることから，同じ農家の世帯員等に含まれると解しても差し支え
ないことや，提出された営農計画書や農作業への従事状況の書類の内容か
ら本申請地を取得することについて特に問題は無いと考えられます。譲
受人の世帯員等の経営農地はすべてきれいに耕作されており，経営農地面
積は〇〇〇〇〇㎡と下限面積要件を満たしており，農地法第3条第2項の
各号に該当しないため，特に問題は無いと考えます。

次に番号〇ですが，譲渡人，〇〇〇〇様，譲受人，〇〇〇〇様，所有権移
転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏は〇〇歳と高齢で
妻と2人で〇〇〇町にて居住しており，市内に〇反余りの農地を所有して
おりますが，その大部分を貸し付けて農地の管理をしております。譲受人
の〇〇氏は〇〇〇町に居住し，近隣に居住する父の〇〇〇〇氏と一緒に専
業で農業を営んでおります。譲渡人である〇〇氏は加齢に伴い，わずかに
耕作していた本申請地についても耕作を続けていくのが難しくなってきた
ことから，今後の農地の維持管理に苦慮していたとのことでありまして，
近所で面識のある〇〇氏に相談したところ，話がまとまったため，今般申
請に及んだものであります。本申請は〇〇〇町字〇〇〇〇〇〇〇番〇，
田，〇〇〇㎡について，所有権移転売買を行うものであります。本申請地
は先ほどの番号〇の申請地の南側に隣接する土地であることから，同時に
取得することで耕作の利便性が高まります。先ほども申し上げましたとお
り，譲受人の営農計画等に問題は見受けられないことや譲受人の世帯員等
の経営農地はすべてきれいに耕作されていることなど，農地法第3条第2
項の各号に該当しないため，特に問題は無いと考えます。

それでは以上の〇件の案件について，先にご審議いただきたいと思います
ので，よろしくお願いします。

会　　長

ありがとうございました。それでは，ただ今，事務局より説明がありまし

た,農地法第3条第1項の規定による許可申請の番号〇と〇につきまして,
皆様方のほうから,何かご意見,ご質問はございませんか。

(全委員意見,質問なし)

会 長

ご質問がないようですので,賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして,議案第2号,農地法
第3条第1項の規定による許可申請の番号〇と〇につきましては,原案の
とおり決定をいたします。それでは〇〇委員の入室をお願いします。

(〇〇委員入室 13時37分)

局 長

それでは次に番号〇ですが,譲渡人,成年被後見人〇〇〇様,成年後見人
〇〇〇〇〇様,譲受人,〇〇〇〇様,所有権移転売買の案件でございます。
本件の譲渡人である〇〇〇氏は現在〇〇市に居住しており,本市内に所有
する農地は本申請地のみであります。〇〇〇氏は成年後見人制度により,
〇〇〇〇〇氏が成年後見人として選任されており,本申請地で農業を営む
ことは現実的に不可能な状態であることから,本申請地は休耕地の状態と
なっております。一方,譲受人である〇〇氏は市内に〇〇〇〇㎡の農地を
所有し,すべて自作にて耕作しております。譲渡人である〇〇氏と〇〇氏
は昔から顔見知りで付き合いがあったとのことであり,今後の農地の維持
管理に苦慮していた〇〇氏から相談を受けた〇〇氏が農地を購入するとの
ことで話がまとまったため,今般申請に及んだものであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇,田,〇〇〇㎡について,所有権移転
売買を行うものであります。譲受人の世帯員等の経営農地はすべてきれい
に耕作されており,本申請地を購入することで経営農地面積は〇〇〇〇㎡
となることから,下限面積要件を満たしており,農地法第3条第2項の各
号に該当しないため,特に問題は無いと考えます。

以上,先ほどご審議いただきましたものも含めると登記地目は田が〇筆,
〇〇〇〇㎡の案件であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による許可申請の番号〇の案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の番号〇につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、〇件の案件でございます。申請者、〇〇〇〇様、農業用倉庫の案件でございます。本件の申請人である〇〇氏は現在公務員でありまして、〇反〇畝程度の農地を所有しておりますが、すべての農地を自作にて管理しております。本転用計画が必要になった理由であります、農作業用の機械や軽トラックの車両を置くスペースや雨天時の作業スペースが必要になったことによるものであります。本申請地は南側で自宅に隣接し、北側で申請人が所有する田に隣接していることから、作業を行うあたり非常に便利であることから、計画地として選定したとのことであります。本申請は、〇〇〇町〇丁目〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡に農業用倉庫平屋建1棟、建築面積〇〇〇〇〇㎡を建築して、現在の自宅のある宅地〇〇〇〇〇〇㎡と併せて利用することを目的として申請するものであり、本転用に当たり隣接農地関係者との調整を了していることや提出書類に不備もないことから、特に問題はないと考えます。なお、本申請地は用途区域が〇〇〇〇〇〇〇〇地域である第〇種農地であります。

以上〇件，登記地目は，田が〇筆，転用面積は〇〇〇㎡の案件であり，県知事へは，許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので，よろしくご審議賜りますよう，お願い申し上げます。

会 長

ただ今，事務局より説明のありました案件について，地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。〇〇〇町〇丁目ですので，本来ならば私ですが，私が議事進行をしている関係上，松本委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

松本委員

はい。先日の〇月〇日に推進委員さんも含めて〇名で，現地を調査し，また申請者と話もお伺いしてきました。全員一致で問題なしと判断を行いました。よろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま，地元の農業委員さんは，特段問題ないということです。それでは，皆様方のほうから何かご意見，ご質問などはございますでしょうか。

（全委員質問無し）

会 長

ご質問がないようですので，採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員挙手）

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして，議案第２号，農地法第４条第１項の許可申請につきましては，原案のとおり決定をいたします。続きまして，議案第３号，農地法第５条第１項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは，議案第３号，農地法第５条第１項の許可申請について，議案書の３ページで〇件の案件でございますが，説明に入ります前に，本議案の番号〇につきましては，農業委員関係の案件となっておりますので，議事

進行の都合上、先に番号〇をご審議いただきたいと思います。農業委員会等に関する法律、第31条第1項で規定していることから、議席〇番の〇〇委員には、一旦退席していただくこととなります。それでは〇〇委員の退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退席 13時45分)

局 長

それでは、番号〇ですが、貸人、〇〇〇〇様、借人、〇〇〇〇様、使用貸借権の設定の案件でございます。本件は昨年〇月の本定例会での議案第〇〇の番号〇でお諮りいただき、同年〇月に県許可を受けた案件について、転用計画を変更する必要性が生じたことにより、一旦許可を取り消して、変更した計画にて再度申請するものであります。取消しに至った経緯ですが、分筆した土地の境界を若干変更する必要性が生じたことによるものであります。なお取消願いについては〇月〇日に提出があり、すでに県へ進達しております。今回の申請地は前回の申請地と形状が若干の変更となりましたが、転用面積はほとんど同じであります。再申請に至った経緯は以上であります。本件の概要ですが、貸人である〇〇〇〇氏と借人である〇〇〇〇氏は家族であり、借人からみて貸人は〇〇にあたる関係となります。現在、借人は両親と祖父及び妻と子供の計〇人で同居しておりますが、現在居住している住宅の部屋が子供の成長に伴い、家財の増加等で手狭となってきたこと、また現在の建物は老朽化しており他に利用できる部屋がないため、将来のことを考えて新しい住宅の建築を計画したとのことであります。本申請地は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡についてであり、分家住宅を建築することを目的として申請するものであります。なお本転用にあたり、隣接農地関係者の調整を了していることや、提出書類に不備もないことから特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は昨年〇月〇〇日に農業振興地域からの除外の本協議を終えている第〇種農地であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請の番号〇について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いします。〇〇町でありますので、簗内委員さん、よろしくお願いします。

簗内委員

はい。先日の〇〇日に現地を見てきました。周辺農地はすべて〇〇さんの所有の農地であり、特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

地元の委員さんは特段問題ないとのことですが、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請の番号〇につきましては、原案のとおり決定をいたします。それでは〇〇委員の入室を認めます。

(〇〇委員 入室 13時49分)

局 長

それでは、番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏は〇〇歳と高齢であり、〇〇〇町にて息子夫婦と一緒に居住し、本市内では借入地を含めれば〇〇〇〇〇㎡余の農地を耕作しております。譲受人である〇〇〇〇株式会社は、〇〇〇町に本店を置き、昭和〇〇年から織物の製造及び販売業を営んでいる会社であります。今回新たに本申請地を取得し、工場を建設する計画に至った経緯ではありますが、細巾(ほそはば)織物の需要の増加により、受注件数が増えたため、工場規模を拡大して増加した受注生産に対応するためであります。本申請地を取

得して新規に工場を建設することで、現在受注を受けている細巾織物の増産が可能となることや、新たに社員用の駐車場を〇〇台分確保することができるとのことです。本申請地を計画地として選定した理由ですが、本申請地は既存の工場に隣接していることから、新たに建設する工場と一体としての利用管理が可能になること、県道及び善通寺インターチェンジに近いことから製品の運搬の利便性もよいことから選定したとのことであり、所有者である〇〇氏に土地売買の相談をしたところ合意が得られたため、今般申請に及んだものであります。本申請は〇〇〇町字〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡、同所〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡、同所〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇㎡の合計〇〇〇〇㎡に工場２階建て〇棟、〇〇〇〇〇㎡を建築して、既存の工場等のある宅地〇〇〇〇〇〇〇㎡と併せて利用することを目的として申請するものであります。転用申請地の合計面積が１０００㎡を超えているため、都市計画法第２９条の開発行為の許可が必要な案件であります。開発許可申請については、すでに土木都市計画課と協議を進めているとのことであり、本転用にあたり隣接農地関係者の調整を了していることや、提出書類に不備もないことから特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は農業振興地域外の第〇種農地であります。

さきほどご審議いただいたものを含めまして、以上〇件、登記地目は、田が〇筆、転用面積は〇〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第３号、農地法第５条第１項の許可申請の番号〇について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いします。〇〇〇町でありますので、〇〇地区の委員さん、よろしくお願いします。

南光委員

はい。先日、〇〇委員と一緒に現地を見てきました。何の障害もなく工場敷地としては適していると思いますので、特段問題は無いと思います。よ

ろしくご審議お願いします。

会 長

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

堀家委員

水田を工場にすると、近隣の農地の排水はどのようになるのか。水路は大丈夫なのか。

局 長

水路は今までどおりの水路をできるので特に問題はありません。

参 事

今のご質問ですが、今回は面積が広く、一部の水路については事前に付け替えをするという申し出があり、土地改良の方や土木都市計画課も公有財産の付け替えに関しては承知しておりまして、南側の農地についても配慮しております。

堀家委員

付け替えなどをして問題が無ければ結構です。

会 長

ほかになにかありますか。

(質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請の番号〇につきましては、原案のとおり決定をいたします。以上で本日の議案審議については、全て終了いたしました。それでは、これで3月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時03分 終了